

# ミクロネシア連邦の刑事制裁

永田憲史

- 一、はじめに
- 二、刑事裁判制度
- 三、刑事制裁
- 四、おわりに

## 一、はじめに

ミクロネシア連邦 (Federated States of Micronesia) は、我が国の南東に位置し、グアム島 (Guam) やサイパン島 (Saipan) の南にある約六〇〇の島々からなるミクロネシアの島嶼国家である。総面積は七〇二平方キロメートルである。人口は、約一〇万八〇〇〇人である。首都はパリキール (Palikir) である。ミクロネシア連邦は、チューク (Chuuk) (旧・トラック; Truk) 州、コスラエ (Kosrae; コシヤエ; Kosaie) 州、ポーンペイ (Pohnpei) (旧・ポ

ナペ； Ponape) 州、ヤップ (Yap) 州の四州 (State) からなる連邦国家である。

この地には、東南アジアとメラネシアから遅くとも紀元前後までには拡散が行なわれたとされる<sup>(1)</sup>。ヨーロッパ人が到達したのは、紀元後一五二八年であり、スペイン人のサアベドラ (Saavedra) が島々を確認した。一五六五年、スペインは、マーシャル諸島などとともに、ミクロネシア全域の領有権を主張したものの、実質的な統治は行なわなかった。しかし、一八六〇年代以降、欧米の商社が進出すると、スペインとドイツがこの地の領有をめぐる激しく争った。一八八五年の教皇レオ三世 (Leo XIII) の裁定により、この地はドイツの保護領となった。一九一四年に第一次世界大戦が始まると、我が国は、日英同盟を理由にドイツに宣戦布告し、ミクロネシア地域を無血占領した。

この地域は、南洋群島と呼ばれ、一九二〇年の国際連盟の発足と同時に、我が国が委任統治を行なうことが認められた。以後、多くの日本人がこの地域に移民し、経済的に発展することとなった。第二次世界大戦で我が国が敗れると、アメリカ合衆国がこの地域を国際連合の太平洋信託統治領 (Trust Territory) として統治した。一九六五年にアメリカ合衆国が設置したミクロネシア議会 (Congress of Micronesia) は、アメリカ合衆国の意図に反して独立を志向したが、アメリカ合衆国の軍事利用計画の提示により分断されることとなった。まず、一九七五年に北マリアナ諸島 (Northern Mariana Islands) がアメリカ合衆国の自治領 (Commonwealth) となることを選択した。また、一九七八年にマーシャル諸島 (Marshall Islands) とパラオ (Palau) がミクロネシア連邦憲法草案を住民投票で否決し、その後、それぞれマーシャル諸島共和国 (Republic of Marshall Islands) とパラオ共和国 (Republic of Palau) として独立した。結局、住民投票でミクロネシア連邦憲法草案に賛成したチューク州、コスラエ州、ポーンペイ州、ヤップ州の四州によってミクロネシア連邦が一九七八年に発足した。一九七九年には、連邦議会の選挙が行なわれ、一九

八一年には、最高裁判所 (Supreme Court) が設立された。一九八二年には、アメリカ合衆国との間で自由連合協定 (Compact of Free Association) を調印して、これに基づき、一九八六年に独立し、二〇〇四年には同協定を改定している。現在、アメリカ合衆国の基地使用料と自由連合協定に基づく財政援助が国家財政を支えている状態である。<sup>(2)</sup>

現在の法状況を見ると、連邦の憲法<sup>(3)</sup>、各州の憲法<sup>(4)</sup>、連邦の法令、州の法令、地方の法令、条約及び協定、憲法に反しない信託統治領時代の法律、不文法たる慣習などが法源とされている。<sup>(5)</sup> 法曹について見ると、ミクロネシア連邦国内に法曹養成機関が存在しないため、法曹志望者は、アメリカ合衆国やパプアニューギニア (Papua New Guinea) の大学で学ぶしかない。法曹資格については、最高裁判所が規則を定めている。法律学の学位を有さなくとも活動することができる公判代理人 (trial advocate) としての実務経験を有する者が所定の試験に合格すれば、法曹となることができる。ミクロネシア連邦国内に法曹は三〇人ほどであり、そのうち、ミクロネシア連邦の国籍を有する者は一〇人ほどである (一九九三年現在)。

オセアニア諸国のように、人口が少なく、領土が点在する国家において、刑事司法がどのように運営されているかは興味深い問題である。人口規模が小さく、刑事司法運営に費用や手間をかけ難いオセアニア諸国の刑事司法制度を参考にするには、① 比較法的関心を満たし、② 刑種の少ない我が国に新たな刑事制裁の可能性をもたらし、③ 将来、我が国の地方公共団体が犯罪者の処罰や処遇を行なう際に役立つ知見が得られる可能性がある。

このような観点から、トンガ王国、マーシャル諸島共和国、ナウル共和国、ヴァヌアツ共和国に続いて、<sup>(7)</sup> ミクロネシア連邦の刑事制裁を紹介し、検討することとしたい。ミクロネシア連邦は、先に述べたように、スペイン、ドイツ、日本、アメリカ合衆国と統治者の変遷を経験しており、法制度にどのような影響を与えているかを追究する点でも興

味深い。今回は、ミクロネシア連邦政府がインターネット上で提供しているミクロネシア連邦法情報システム (Legal Information System of the Federated States of Micronesia)<sup>(8)</sup> を利用することができた。ミクロネシア連邦は英語を公用語としているため、条文も英語で入手できた。そこで、まず、刑事司法制度について、条文を手掛かりに紹介することとし、<sup>(9)</sup> 可能な限り、刑事司法運営の実態に迫ることとしたい。

以下では、まず、ミクロネシア連邦の刑事裁判制度について概観した上で、刑事制裁について紹介することとする。

(1) Zorn, J. G., Federated States of Micronesia, In: Nummy, M. A. (General Ed.), *South Pacific Islands Legal Systems* (University of Hawaii Press, 1993), pp. 462, 462, 464; 印東道子「先史時代のオセアニア」山本真鳥編『オセアニア史』(山川出版社、二〇〇〇)一七頁以下、三五―三八頁、四四頁。

(2) 一連の歴史について、詳しくは、Zorn, *supra* note 1, at 462-466; 増田義郎「ヨーロッパ人の太平洋探検」山本編・前掲注(1)四六頁以下、五二―五三頁、須藤健一「ミクロネシア史」山本編・前掲注(1)三二―四頁以下、三一四―三四九頁。また、自由連合協定について詳しいものとして、五十嵐正博「ミクロネシアの国際法上の地位——自由連合協定を中心にして——」(一)「金沢法学三〇巻一号(一九八七)一頁以下、「同・(二・完)」三二巻一―二号(一九九〇)一五七頁以下。

(3) 邦訳として、紺谷浩司解説・訳「ミクロネシア連邦」萩野芳夫ほか編『アジア憲法集』(明石書店、二〇〇四)四三三頁以下。

(4) ヤップ州憲法の邦訳として、三條秀夫「太平洋島嶼国家の法——ミクロネシア連邦・ヤップ州憲法——」東北学院大学論集 人間・言語・情報一二二号(一九九九)一〇七頁以下。

(5) Zorn, *supra* note 1, at 466-470.

(6) Zorn, *supra* note 1, at 514-515.

(7) 拙稿「トンガ王国の刑事制裁」関西大学法学論集五六巻四号(二〇〇六)七五頁以下、「マーシャル諸島共和国の刑事制裁」関西大学法学論集五七巻五号(二〇〇八)四七頁以下、「ナウル共和国における拘禁刑の代替策」関西大学法学論集五六巻六号(二〇〇八)九三頁以下、「ヴァヌアツ共和国の刑事制裁」関西大学法学論集五八巻一号(二〇〇八)七五頁以下。

(8) <http://fsmLaw.org/fsm/index.htm>.

(9) これまでに我が国で紹介したものとして、土屋眞一「ミクロネシアの刑事司法会議」罪と罰一七卷三号(一九八〇)二三三頁以下、アディソン・ボウマン・田中開訳「ミクロネシア連邦の刑事司法」広島法学一四卷三号(一九九二)一四九頁以下〔畑博行編『南太平洋諸国の法と社会』(有信堂高文社、一九九二)二四三頁以下所収〕。

## 二、刑事裁判制度

以下では、刑事制裁がどのような手続で科されるかを見ておくこととしたい。

ミクロネシア連邦においては、連邦の裁判所と州の裁判所が並存している。

まず、連邦の裁判所<sup>(10)</sup>は、憲法上、最高裁判所と下級裁判所(inferior court)からなるとされている<sup>(11)</sup>。もっとも、現在のところ、下級裁判所は設立されていない。それゆえ、最高裁判所が連邦の唯一の裁判所であり、最高裁判所長官(Chief Justice)と五名以内の陪席判事(Associate Judge)で構成される<sup>(12)</sup>。いずれも、連邦議会の三分の二以上の承認に基づき、大統領により任命される<sup>(13)</sup>。最高裁判所長官と陪席判事は、ミクロネシア連邦国籍を有していることが求められていない。そのため、最高裁判所が設立されて以来しばらくの間、最高裁判所長官はアメリカ国籍を有する者であった<sup>(14)</sup>。一九九二年になってようやく、ミクロネシア連邦国籍を有する者が最高裁判所長官に就任した。最高裁判所は、公判部(trial division)と上訴部(appellate division)に分かれ、全ての判事が両部に所属する<sup>(15)</sup>。従って、最高裁判所の公判部が連邦の刑事事件の第一審となる<sup>(16)</sup>。公判部においては、一名の判事により審理が行なわれる<sup>(17)</sup>。公判部からの上訴審と、州の刑事事件の各州の最上級審からの上訴審となるのが、上訴部である<sup>(18)</sup>。上訴部においては、公判部で審理を行なった判事以外の三人以上の判事により審理が行なわれる<sup>(19)</sup>。また、上訴部は、州の刑事事件において、

連邦憲法、連邦法又は条約の解釈が問題となった場合、その解釈を行なうことができる。<sup>(20)</sup>

刑事手続は、アメリカ合衆国の連邦刑事手続規則 (Federal Rules of Criminal Procedure) を範として制定された連邦最高裁判所規則に従って行なわれる。アレインメント (arraignment) が認められていないのがアメリカ合衆国の連邦規則との違いである。<sup>(21)</sup>

次に、州の裁判所は、州ごとに若干の差異が見られる。<sup>(22)</sup> まず、最上級審として、チューク州とポーンペイ州では、州最高裁判所 (State Supreme Court) が置かれ、<sup>(23)</sup> コスラエ州とヤップ州では、州裁判所 (State Court) が置かれている。<sup>(24)</sup> いずれも、連邦同様に、公判部と上訴部に分かれている。<sup>(25)</sup> 次に、下級裁判所として、チューク州とポーンペイ州では、自治体裁判所 (municipal court) が置かれている。<sup>(26)</sup> ヤップ州では、下級裁判所として、村裁判所 (village court) が置かれている。<sup>(27)</sup> これに対して、コスラエ州では、州憲法上、下級裁判所の設置が可能であるものの、未だ置かれていない。<sup>(28)</sup>

各州の最高裁判所からは、連邦の最高裁判所の上訴部に上訴が可能である。もともと、チューク州とコスラエ州の最高裁判所からは、あらゆる事件の上訴が可能とされているが、<sup>(29)</sup> ポーンペイ州とヤップ州の最高裁判所からは、連邦の法律に関する事件や連邦憲法に関する事件だけ上訴が認められている。<sup>(30)</sup>

- (10) 詳しへん Zorn, *supra* note 1, at 476, 497-798.
- (11) Constitution of the Federated States of Micronesia, Art. XI, Sec. 1.
- (12) Constitution of the Federated States of Micronesia, Art. XI, Sec. 2.
- (13) Constitution of the Federated States of Micronesia, Art. XI, Sec. 3.
- (14) Zorn, *supra* note 1, at 514-515.

- (15) Constitution of the Federated States of Micronesia, Art. XI, Sec. 2.
- (16) Constitution of the Federated States of Micronesia, Art. XI, Sec. 6 (a).
- (17) Constitution of the Federated States of Micronesia, Art. XI, Sec. 2.
- (18) Constitution of the Federated States of Micronesia, Art. XI, Sec. 7.
- (19) Constitution of the Federated States of Micronesia, Art. XI, Sec. 2.
- (20) Constitution of the Federated States of Micronesia, Art. XI, Sec. 8.
- (21) Zorn, *supra* note 1, at 496.
- (22) Zorn, *supra* note 1, at 479-480. 函解したもののより、ホルロー・ウ・キンタ・田邊誠訳「ミクロネシア連邦における司法制度の確立」畑編・前掲注(九)二二五頁以下、二四二頁があるが、その後のコスラエ州の憲法改正などにより、一部変更をれつる点がある。
- (23) Constitution of the State of Chuuk, Art. VII, Sec. 2, Constitution of the State of Pohnpei, Art. 10, Sec. 4 (1).
- (24) Constitution of the State of Kosrae, Art. VI, Sec. 2, Constitution of the State of Yap, Art. VII, Sec. 2.
- (25) Constitution of the State of Chuuk, Art. VII, Sec. 2, Constitution of the State of Kosrae, Art. VI, Sec. 2, Constitution of the State of Pohnpei, Art. 10, Sec. 4 (2), (3), Constitution of the State of Yap, Art. VII, Sec. 5.
- (26) Constitution of the State of Chuuk, Art. VII, Sec. 1, Constitution of the State of Pohnpei, Art. 10, Sec. 1.
- (27) Constitution of the State of Yap, Art. VII, Sec. 1.
- (28) Constitution of the State of Pohnpei, Art. 10, Sec. 1.
- (29) Constitution of the State of Chuuk, Art. VII, Sec. 4, Constitution of the State of Kosrae, Art. VI, Sec. 6.
- (30) Constitution of the State of Pohnpei, Art. 10, Sec. 4 (5), Constitution of the State of Yap, Art. VII, Sec. 5.

### 三、刑事制裁

#### 1. 連邦犯罪と州犯罪

ミクロネシア連邦では、実体法上、犯罪は、連邦法が規定する連邦犯罪 (national crime) と、州法が規定する州犯罪 (state crime) に区別されている。<sup>(31)</sup> 一九九一年まで、連邦犯罪と州犯罪の区別は、犯罪の重大性を基準としていた。すなわち、重大又は中程度の犯罪が連邦犯罪とされ、軽微な犯罪が州犯罪とされていたのである。具体的には、連邦犯罪は、法定刑が三年以上の拘禁刑とされる犯罪又は一〇〇〇アメリカ合衆国ドル (USD) (約一十万円。一 USD 一〇〇円で換算。以下同じ) 以上の損害額の犯罪とされていた。一九八七年には、法定刑が一〇年以上の拘禁刑 (imprisonment) とされる犯罪に改正されたものの、依然、犯罪の重大性が連邦犯罪と州犯罪を区別するとされていた。

一九九一年になると、犯罪の重大性ではなく、犯罪の性質が区別基準とされるようになった。<sup>(32)</sup> すなわち、連邦犯罪は、「本質的に連邦犯罪とされる性質 (inherently national in character)」を有する犯罪だけに限定されるようになったのである。一方、州犯罪は、連邦犯罪の対象以外の全ての犯罪に拡大することとなった。これに伴い、各州で刑事実体法に関する規定の整備が進められたものの、チューク州では、今なお、草案の段階にとどまっている。

#### 2. 刑事制裁の概況

ミクロネシア連邦では、連邦と各州とで刑事制裁についても、規定上、差異が見られる。以下では、規定の整備が

最も進んでいると言える連邦の制度を中心に見ることとした<sup>(33)</sup>。

連邦では、被害弁償 (restitution) 、損害回復 (reparation) 、被害者への役務提供 (service to the victim or to his or her family) 、罰金刑 (fine) 、居所指定 (confinement to a particular geographical area) 、プロベーション (probation) 、社会奉仕作業 (community service) 、拘禁刑の九種類の刑事制裁が規定されており、死刑は、憲法上、禁止<sup>(34)</sup>されている。

これら以外に、犯罪に関わる物や利益に関して、剥奪命令 (confiscation order)<sup>(35)</sup>、金銭制裁命令 (pecuniary penalty order)<sup>(36)</sup>、制限命令 (restraining order)<sup>(37)</sup>、書類提出命令 (production order)<sup>(38)</sup>、監視命令 (monitoring order)<sup>(39)</sup>、没収 (forfeiture)<sup>(40)</sup> が民事制裁として規定されている。第一に、剥奪命令は、犯罪に関係する物を剥奪するものである。第二に、金銭制裁命令は、犯罪から得られた利益を剥奪するものである。第三に、制限命令は、剥奪命令や金銭制裁命令の対象となりうる物や金銭について、被告人の処分を禁止するものである。第四に、書類提出命令は、被告人の財産の内容、所在、量を特定するための書類を提供させるものである。第五に、監視命令は、金融機関に対して、特定の者の口座における取引履歴を開示するよう求めるものである。第六に、没収は、公共の安全にとって有害な不法に所有、運搬、使用、船舶への積載、輸送、引渡しが行なわれた火器、危険物、弾薬の剥奪を行なうものである。制限命令、書類提出命令、監視命令の違反に対しては、自然人の場合、五年以下の拘禁刑若しくは五万 USD (約五五〇万円) 以下の罰金刑又はその両方が、法人など自然人以外の場合、二五万 USD (約二七五〇万円) 以下の罰金刑が予定<sup>(41)</sup>されている。これらが刑事制裁ではなく、民事制裁とされているのは、犯罪に関わる物の扱いに関しては、民事手続 (in rem) で行なうことを通例とするアメリカ合衆国の影響を受けたものと考えられる<sup>(42)</sup>。

刑の宣告猶予が可能とされており、その際に合理的な条件を付すことができる。<sup>(43)</sup>

量刑にあたって、裁判所は、犯罪の性質と、<sup>(44)</sup>被告人の事情を広く調査すべきであるとされている。<sup>(45)</sup>それゆえ、有罪認定されていないものの、過去に告発 (accuse) された事件や、答弁取引 (plead guilty) を行なった事件も考慮することが許される。<sup>(46)</sup>注目に値するのは、条文上、一般的に受け入れられている慣習を踏まえて判断しなければならぬとされていることである。<sup>(47)</sup>慣習上、侵害行為に対する制裁及び地域社会との和解として認識されている殴打の儀式をもって、事件の処理が終結したとして、刑事裁判で新たに量刑を行なうことは許されないと主張された事件がある。連邦最高裁判所は、かかる場合にも量刑をなしうるとし、そのような殴打の儀式がなされたことは量刑上考慮されるにすぎないとした。<sup>(48)</sup>

また、刑の執行猶予が可能とされており、その際に合理的な条件を付すことができる。<sup>(49)</sup>  
なお、内閣は、恩赦 (pardon) や刑の執行延期 (reprieve) をなしている。<sup>(50)</sup>

### 3. 被害弁償、損害回復、被害者への役務提供

被害弁償は、被害者へ金銭を支払うよう犯罪者に求める刑事制裁である。<sup>(51)</sup>犯罪者に資力がなく、支払ができない場合で、行為者の家族が代わりに支払うことを拒否したときでも、そのことをもって拘禁刑が加重されることはない<sup>(52)</sup>される。

損害回復は、被害物件の所有者へ現物返還を行なったり、破壊又は損傷した被害物件を修復するよう犯罪者に求める刑事制裁である。<sup>(53)</sup>

被害者への役務提供は、被害者のために何らかの役務を行なうよう犯罪者に求める刑事制裁である。<sup>(54)</sup> いずれも、裁判所が適切と考える場合、賦科しなければならぬ。<sup>(55)</sup>

これらの刑事制裁は、ミクロネシア連邦では、侵害行為に対する慣習となっていたものである。<sup>(56)</sup> マーシャル諸島共和国においても、現物返還と被害弁償が刑事制裁として規定されている。<sup>(57)</sup> 被害の内容を表示・表現することで、犯罪者に自己が惹起した結果を認識させ、改善・更生・社会復帰の契機とすることができることから、我が国においても、刑事制裁として、「現物返還命令」や「被害弁償命令」を導入すべきである。<sup>(58)</sup>

#### 4. 罰金刑

金銭の支払を求める刑事制裁である。裁判所により賦科される裁判所罰金刑 (court fine)<sup>(59)</sup> と、法令上、裁判所以外の者により科される非裁判所罰金刑 (civil fine)<sup>(60)</sup> がある。原則として、連邦の国庫に納付されるが、裁判所罰金刑の場合で、例外的に、地区や地方公共団体の法令に基づき科された場合は、地区や地方公共団体に納付される。

裁判所罰金刑は、法定刑とされている場合のほか、<sup>(61)</sup> 他の刑事制裁に加えて賦科することができる。<sup>(62)</sup> 他の刑事制裁に付加的に賦科される場合、制定法上、特に規定されていないければ、法定刑の上限が一〇年の場合、多額は一〇万USD (約一一〇〇万円)、法定刑の上限が五年の場合、多額は五万USD (約五五〇万円)、法定刑の上限が三年の場合、多額は二五〇〇〇USD (約二七五万円)、法定刑の上限が一年の場合、多額は五〇〇〇USD (約五五万円)、法定刑の上限が六月の場合、多額は一〇〇〇USD (約一二万円)、法定刑の上限が三〇日の場合、多額は五〇〇USD (約五五〇〇〇円) とされている。但し、連邦政府が被った損害の価値又は被告人が犯罪から得た金銭的利益の二倍

の額のほうが大きければ、その額が多額とされる。

裁判所罰金刑が不払の場合、罰金額が一〇〇〇USD（約一万円）以下ときには、三〇日以下の拘禁刑が、罰金額が五〇〇〇USD（約五万円）以下ときには、一年以下の拘禁刑が、罰金額が五万USD（約五五〇万円）を超えるときには、一〇年以下の拘禁刑が科される。<sup>(63)</sup> これに対して、非裁判所罰金刑の場合、税の不払と同様の方法で徴収され、不払により拘禁されることはない。<sup>(64)</sup>

条文上及び判例上も、不払による拘禁を制限する法理は確立されていない。このことは、ミクロネシア連邦憲法の適正手続保障と法の下での平等の規定<sup>(65)</sup>と抵触する可能性が高い。なぜなら、不払に対して、直ちに拘禁することとなれば、適正手続保障に欠けることとなり、さらに、支払能力のない者を拘禁することとなれば、法の下での平等に反することとなるためである。このような考え方は、アメリカ合衆国において確立されたものであり、<sup>(66)</sup> アメリカ合衆国の影響を受けたマーシャル諸島共和国や、<sup>(67)</sup> ミクロネシア連邦のチューク州の草案とヤップ州では、既に明文化されていることを考えると、<sup>(68)</sup> ミクロネシア連邦の連邦レベルでも、近い将来、かかる法理が確立される可能性が高いように思われる。

## 5. 居所指定

居所を特定の地域に限定し、その地域内で暮らし続けるよう犯罪者に命ずる刑事制裁である。<sup>(69)</sup> ミクロネシア連邦が島嶼国家であることから、犯罪者が居所として指定された島から出ることを禁止する意味が強い。

マーシャル諸島共和国同様<sup>(70)</sup>、ミクロネシア連邦では、比較的小さな地域共同体が多く、実効性が確保されやすいという事情がある。また、軽微事犯や他害性の乏しい者の刑務所への収容を回避するという目的があると考えられる。

#### 6. プロベーション

一定の合理的な条件を遵守させつつ、社会内で生活させる刑事制裁である<sup>(71)</sup>。有罪とされた犯罪類型の法定刑とされている拘禁刑の上限の期間がプロベーション期間の上限となる。実務上、プロベーション賦科の判断の際には、犯罪者の社会復帰よりも、社会の安全の利益を優先して検討しなければならないとされている<sup>(72)</sup>。プロベーション対象者の監督者を十分に確保できるかは問題となろう。

#### 7. 社会奉仕作業

犯罪者に社会内で一定の作業を行なわせる刑事制裁である<sup>(73)</sup>。チユーク州の草案とヤップ州では、マーシャル諸島共和国同様<sup>(74)</sup>、社会奉仕命令という呼び方がなされていない。これらの州では、拘禁刑に代えて、拘禁を行わず、公共のために労働 (Labor without imprisonment) を行なわせる<sup>(75)</sup>ことができる<sup>(75)</sup>とされている。

#### 8. 拘禁刑

犯罪者を刑務所 (prison) に拘禁する刑事制裁である<sup>(76)</sup>。

ミクロネシア連邦でも、刑務所内での医療が問題とされた事例がある。医療的措置の必要な受刑者に意図的に医療

を施さない場合や、受刑者の尊厳や健康に対して意図的に不十分な取扱いがなされた場合、残虐で尋常でない刑罰として違憲となると判示されている<sup>(77)</sup>。

三〇年以上の拘禁刑又は無期刑の場合は、一〇年を経過したとき以降、それ以外の拘禁刑の場合は、その期間の三分の一が経過したとき以降、パロールの適合性を判断することができる<sup>(78)</sup>。判断は、原則として、量刑を行なった裁判官が行なう。裁判官は、受刑者の刑務所内での行動や、釈放後の社会内での生活への適合可能性を示唆する因子のほか<sup>(79)</sup>、検察官 (prosecutor)、受刑者、弁護士 (council)、被害者又は被害者の家族の長、聖職者や地方公共団体や村の長から得られた意見を考慮して判断しなければならない。かかる判断には、異議申立てが可能である<sup>(80)</sup>。

拘禁刑が絶対的法定刑となっている場合を除いて、拘禁刑以外の刑事制裁を選択することが可能となっており<sup>(81)</sup>、事案に応じて、拘禁刑を回避することが容易とされている。

- (31) 詳しは Zorn, *supra* note 1, at 493-495.
- (32) Constitution of the Federated States of Micronesia, Art. IX, Sec. 2 (p).
- (33) ポーンペイ州については、法律を確立することができなかった。
- (34) Constitution of the Federated States of Micronesia, Art. IV, Sec. 9. なお、チューク州の草案とヤップ州では、営業停止 (closing of business) を規定されている。11 YSC § 1107; 12 CSC § 2007 (Draft Version)。コスラエ州では、拘禁刑と罰金刑だけが規定されている。13 KSC §§ 13. 1201 - 13. 1203, 13. 1301 - 13. 1303.
- (35) 11 FSMC §§ 929 (1) (a), (2), (3), 930-941. 剝奪できない場合、対象となる物の金銭価値を換算し、その額を支払うことが求められる。11 FSMC § 940. 支払がなされない場合、後述の罰金刑の不払の場合と同様の制裁が科せられる。11 FSMC § 941.
- (36) 11 FSMC §§ 929 (1) (b), (2), (3), 930-932, 942-949. 支払がなされない場合、剝奪命令と同様に、罰金刑の不払の場合と

同様の制裁が科せられる。 11 FSMC § 948.

- (37) 11 FSMC §§ 957-965.
- (38) 11 FSMC §§ 971-977.
- (39) 11 FSMC §§ 978, 976.
- (40) 11 FSMC § 1024. 没収された物件は、司法省 (Department of Justice) に帰属する。チューク州の草案とヤップ州では刑事制裁として規定をめぐらる。 11 YSC § 1106 (a); 12 CSC § 6006 (Draft Version).
- (41) 11 FSMC §§ 962 (1), 973, 978 (5).
- (42) アメリカ合衆国の没収制度については、佐伯仁志「アメリカ合衆国の没収制度」町野朔ほか編『現代社会における没収・追徴』(信山社、一九九六)二八六頁以下、二八六―三〇〇頁参照。
- (43) 11 FSMC § 1202 (4). See 11 YSC § 1111; 12 CSC § 6011 (Draft Version).
- (44) Kallop v. FSM, 4 FSM Intrm. 170, 178 (App. 1989); Kimoul v. FSM, 5 FSM Intrm. 53, 60-61 (App. 1991).
- (45) Kallop, 4 FSM Intrm. at 178; Tammed v. FSM, 4 FSM Intrm. 266, 272-273 (App. 1990).
- (46) Kallop, 4 FSM Intrm. at 178. See 11 YSC § 1103; 12 CSC § 6003 (Draft Version). 免状の発給の可能性がある考慮
- (47) 11 FSMC § 1203. See FSM v. Mudong, 1 FSM Intrm. 135, 147-148 (Pon. 1982); 11 YSC § 1101. 連邦憲法上も、連邦裁判所は、判断をなすにあたり、慣習、伝統、社会的状況、地理的状況と齟齬を来たさないうことが求められている。Constitution of the Federated States of Micronesia, Art. XI, Sec. 11.
- (48) Tammed, 4 FSM Intrm. at 272-273.
- (49) 11 FSMC § 1202 (3). See 11 YSC § 1110; 12 CSC § 6010 (Draft Version).
- (50) Constitution of the Federated States of Micronesia, Art. X, Sec. 2 (c). 裁判所はかかる決定をなすべからず。FSM v. Finey, 3 FSM Intrm. 82, 84 (Truk 1986). See 12 CSC § 6012 (Draft Version). ヤップ州では、六月以下の拘禁刑又は一〇〇日のD (約一〇〇〇日) 以下の罰金刑に限定される。その際、条件を付すことができない。 11 YSC § 1112; 12 CSC § 6012 (Draft Version).

- (51) 11 FSMC § 1202 (6). チューク州の草案とヤップ州では restitution と compensation の語が並列して使われており、損害回復と被害者への役務提供もその中に含まれている。11 YSC § 1106 (a); 12 CSC § 6006 (Draft Version). なお、ヤップ州では、ベントロウシ (Betelnut) の木を不法に伐採した場合には、所有者に二五〇USD (約二七五〇〇円)、通報者に二〇〇USD (約二二〇〇〇円)、村に五〇USD (約五五〇〇円) を支払うよう求めうる。11 YSC § 1106 (b).
- (52) Gilmete v. FSM, 4 FSM Intrm. 165, 166 (App. 1989).
- (53) 11 FSMC § 1202 (6).
- (54) 11 FSMC § 1202 (6).
- (55) 11 FSMC § 1203.
- (56) Zorn, *supra* note 1, at 494.
- (57) 拙稿「マーシャル諸島共和国」・前掲注(7)五三一五四頁。
- (58) 拙稿「トンガ王国」・前掲注(7)八四一八六頁、拙稿「マーシャル諸島共和国」・前掲注(7)五三一五四頁。被害弁償命令については、拙稿「刑事制裁としての被害弁償命令(一)」法学論叢一五三卷一号(二〇〇三)七二頁以下、「同・(二)完」一五三卷二号(二〇〇三)一一二頁以下参照。
- (59) 11 FSMC § 1021.
- (60) 11 FSMC § 1022 (1).
- (61) 11 FSMC § 1202 (2).
- (62) 11 FSMC § 1201.
- (63) 11 FSMC § 841. チューク州の草案とヤップ州では、法定刑とされている拘禁刑の期間が上限とされている。11 YSC § 1104; 12 CSC § 6004 (Draft Version).
- (64) 11 FSMC § 1022 (2).
- (65) Constitution of the Federated States of Micronesia, Art. IV, Sec. 3, 4. *ngalngal* 過度の罰金刑として違憲となること。*ngalngal*。Constitution of the Federated States of Micronesia, Art. IV, Sec. 8.
- (66) 拙稿「(一)・完」・前掲注(8)一一三一一一一三三頁。

- (67) 拙稿「マーシャル諸島共和国」・前掲注(7)五五頁。
- (68) 拘禁刑に代替する際に、聴聞の機会を設けなければならないとされている。11 YSC § 1104; 12 CSC § 6004 (Draft Version)。
- (69) 11 FSMC § 1202 (7). See 11 YSC § 1105; 12 CSC § 6005 (Draft Version).
- (70) 拙稿「マーシャル諸島共和国」・前掲注(7)五七頁。
- (71) 11 FSMC § 1202 (5). See 11 YSC § 1105; 12 CSC § 6001 (Draft Version).
- (72) FSM v. Phillip, 5 FSM Intrm. 298, 301-302 (Kos. 1992).
- (73) 11 FSMC § 1202 (8).
- (74) 拙稿「マーシャル諸島共和国」・前掲注(7)五九頁。
- (75) 11 YSC § 1108; 12 CSC § 6008 (Draft Version).
- (76) 11 FSMC § 1202 (1). チューク州の草案とヤップ州では、裁判所が拘禁場所を特定しなければならぬとされている。11 YSC § 1109; 12 CSC § 6009 (Draft Version).
- (77) Constitution of the Federated States of Micronesia, Art. IV, Sec. 8. *Plais v. Pannuelo*, 5 FSM Intrm. 179, 199-200, 208 (Pon. 1991).
- (78) 11 FSMC § 1204.
- (79) *Yalnad v. FSM*, 5 FSM Intrm. 32, 34 (App. 1991).
- (80) *Yalnad*, 5 FSM Intrm. at 34.
- (81) 11 FSMC § 1202.

#### 四、おわりに

ミクロネシア連邦の刑事制裁は、同じく太平洋信託統治領であったマーシャル諸島共和国の刑事制裁との類似点が

多く見受けられる。もともと、マーシャル諸島共和国とは異なり、ミクロネシア連邦では、罰金刑の不払に対する拘禁刑を制限する法理が確立されていない。また、マーシャル諸島共和国では、没収が刑事制裁とされているのに対して、ミクロネシア連邦では、没収が民事制裁として規定されている。さらに、マーシャル諸島共和国とは異なり、ミクロネシア連邦では、連邦レベルでは、営業停止が刑事制裁とはされていない。このような差異はあるものの、小さな島々が点在する国土で、効率的に刑事司法を運営しようとする努力が種々の刑事制裁に現れている点では共通していると考えられる。

今後、機会を見つけて、刑事制裁の運用がどのように行なわれているかについても研究を進めることとしたい。